



## 情報ボックス

### 重症化リスクのある感染者を見逃さないため 発生届の簡素化と保健所資源の集中投入を要請

全国保健所長会が厚生労働省の新型コロナ対策  
アドバイザーボードに緊急提言

全国保健所長会は2月2日、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードに「感染拡大の多くが軽症である新型コロナウイルス感染症対策について」と題する緊急提言を行った。

ポイントは、以下の3つ。①重症化リスクのある感染者を見逃さないため、早急に届出基準を簡素化し、保健所の資源をそこに集中させることが必要、②新型コロナウイルス感染症の発生数の把握に関し、個別の患者支援の目的とは別に、サーベイランスを目的とした臨床診断を含めた仕組みを検討する必要、③国民の公衆衛生の向上・増進のため、運用を自治体任せにせず、保健所が取り組みやすいよう全国統一の対策方針の提示が必要。

提言の背景として、重症化の高リスク者への対応や精神保健や難病対策、母子保健等の通常業務に支障が出ている点を指摘。また、市中感染フェーズなので、すべての感染者の把握に注力するより、真に対応が必要な感染者を適切に把握する必要性を挙げた。さらに、持続可能な感染症サーベイランスへの転換とともに、保健所が全感染者に個人情報を得て健康観察等を行う対応から、医学的判断で治療のための入院が必要な患者のみを保健所が把握し、地域医療が適切な医療を行う体制への転換を求めた。

### ポストコロナに強い都市、感染症に強い社会に 必要な視点を学際的に議論

日本公衆衛生学会総会で日本計画行政学会と初の共同企画  
シンポジウムを開催

日本公衆衛生学会は昨年12月21～23日、第80回学会総会を開催し、日本計画行政学会と共同企画のシンポジウム「感染症に強い社会のための組織と制度：新型コロナ克服のための社会システム」を行った。同学会との共同は、初の試み。

国土交通省都市局まちづくり推進課の後藤史一氏は、「ニューノーマルに対応したまちづくりの方向性」と題し、公衆衛生分野の専門家らの意見も踏まえて令和2年にまとめた「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」や「デジタル化の急速な

進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討中間とりまとめ」の概要を紹介。人や機能を集積する都市の重要性は変わらず、ウォークラブルなまちづくり、スマートシティの推進が引き続き重要と結論されたとした。職住近接と多様なリスクへの柔軟性を備えた都市づくりが必要となるとしたほか、大都市では国際競争力を高める一方、地方都市では地元生活圏として「育ち」の場となるオープンスペースが必要とした。また、三密回避のためにデータ・新技術等を活用するとともに、災害時の過密を避ける仕組みづくりといった複合災害を踏まえた事前防災のまちづくりを進めるとした。現在、「コンパクトでゆとりと賑わいあるまちづくり」を展開中で、4年度から子ども・子育てまちなかウォークラブルなどの歩きたくなるまちなかウォークラブル推進事業を推進するとも述べた。

「ポストコロナにおける都市と交通のあり方」と題して登壇した早稲田大学理工学術院の森本章倫氏は、人口減少等を踏まえ、「縮退させて規模に見合った持続可能な都市への転換が不可欠」と指摘した。人口集積とコロナ対応の両立の困難さに関しては、OECDレポートを取り上げ、「都市密度と感染率は関連しないと米国都市計画協会が示した。格差がある社会経済的構造が問題だとしている」と説明した。同レポートではもう一つ、自転車通勤等のための道路、電気自動車やスクーターといった排出量の少ない手段への投資が重要と指摘されているなどとし、「今後はシェアリングや自動運転などの次世代交通が常識になる。それは、人が自由に選択できる人中心の交通システムである」と強調。「必ずしもコンパクトシティでなく、田園地域なら自然を活かし、適切な交通を入れれば良い」「東京都市圏では、遠い郊外から通うのではなく、生活圏に必要な機能を入れ、自動運転やバス、路面電車などを整備したウォークラブルなまちにし、そこへ週数回だけ通う。そういう緩やかな変容が必要」とした。一方、データの利活用に関し、「どこにどれだけの滞留人口があるかを把握し、データをもとに誘導する、バスと人の動きを掴んで人の動きをシミュレーション予測する。そういう環境が整った上質な空間をつくる」とした。「日本も世界も災害を経験して強くなった。コロナ流行は不幸だが、これを契機により安全な都市をつくるのが重要。これまでの経験、政策にデジタル基盤を加えることが鍵」と説明した。

全国保健所長会副会長の白井千香氏は、「感染症対策における国と地方自治体の情報連携、役割分担」と題して登壇。新型コロナ対応を説明する中で、保健所医師が減り続け、保健所保健師数も自治体格差

が生じていると人員上の課題を示した。さらに、「中核市型保健所では医事薬事や精神保健福祉の権限を都道府県が持つなど、保健所の委任規則による権限が異なり、全国一律ではない」と体制上の問題も指摘した。一方、新型コロナ対応での国との連携については、通知・事務連絡が1か月に50～80通発出されるなどしたが、連携には課題があったと振り返った。「新型コロナウイルス感染症対策における緊急要望」（2020年3月）では、PCR検査の意義やデマや誹謗中傷に対する国民への啓発、積極的疫学調査とサーベイランス体制のフェーズに応じた変更の見直しなどを、翌年1月の「感染症法改正案についての意見」では、国と自治体間のデータ伝達に地方衛生研究所も組み込む連携強化や民間検査機関のサーベイランスへの協力を含む国と自治体の役割・権限の強化などを求めたとした。危機を想定した保健所の事前対応の役割としては、①健康危機発生時に活かす平時からの地域包括ケアシステムの構築やソーシャルキャピタルの醸成、②危機時のリスクコミュニケーションやロジスティクスを可能とする平時のマネジメントや住民やメディア等の情報リテラシー向上、③大規模な健康危機を地域でコントロールするための地方自治と民主主義を挙げ、保健所を要に平時からこれらを官民で分担すべきと指摘した。

同志社大学の新川達郎氏は、「感染症危機管理における計画とリスク管理における計画行政の課題」と題し、新型コロナ対応を整理。「全体として、従来型の対応が維持され、想定外の対応が準備されていなかった面がある」などと指摘した。リスク評価の科学的根拠と被害想定が曖昧であるなど準備不足が目立ったとしたほか、「リスク軽減のための手段と優先順位が合理的でなく、事態の推移に対応できなかった」「脅威に対応できず、財政出動も過大な資源が動員されてしまった」などとし、「場当たりの対応が見られた」とした。

### 政策に使える包括的なフレームワーク研究を開始

京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻医療経済学分野の今中雄一氏は、「包括的な新型コロナウイルス感染症施策・政策のフレームワーク構築へ」と題し、まず新型コロナが医療に与えたインパクトを概観した後、経済的な影響も生じたことから、多視点・多側面から情報等を集め、新型コロナ施策・政策の「有効な政策パッケージを設計するための包括的なフレームワーク研究を開始する」とした。「国レベルの計画・実行とコミュニケーション」「感染予防・制御」「検査・サーベイランスと追跡」「ワクチンモニタリング」「個人の態度・行動」「検疫と国

際的往来」「症例のマネジメント」「ロジスティクス・サプライチェーン」「不可避な医療の提供と医療システムの維持」を含む10領域のキークエストionsを設定した上、台湾等が早期に経済復興させたことから「感染制御と社会経済活動の両立」や「国・自治体・保健所・医療機関・大学・地域の連携協働のあり方、法・規制のあり方」「科学者・学会・学界と政策決定との関係のあり方」といった3つの軸を加え、政策に使えるフレームワークを構築するという。また、健康なまちづくりのために立ち上げられた「京都大学超高齢社会デザイン価値創出ユニットPEGASAS」では、ヘルシースマートシティの構造モデルを開発中とした。「住宅、環境、交通など多領域の指標もつくり、健康になったかどうか、Well-beingを測る。数値で評価できるようにする」と述べた。

討論では、今中氏が「ハード面とともに、人権を大事にした社会づくりやソーシャルキャピタルの醸成が不可欠。教育や社会保障の見直しも必要」、新川氏が「危機が起こったときには対応に迫られがちだが、その後の被害を小さくするので、投じた対策の早い段階での評価・見直しが重要」「経済と予防の対立が生じるため、多様なステークホルダーのコミュニケーションの場が必要」などと指摘。白井氏は、地域保健法の基本指針と健康危機管理のガイドラインの見直しに触れ、保健所の感染症対策とくに人材育成やICT活用等の充実を求めた。

### 事務所室温の努力目標18～28度に改正 高齢者の血圧上昇を考慮したWHO勧告を踏まえ

労働政策審議会が「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令改正案要綱」を答申

厚生労働省は1月31日、厚生労働大臣が諮問した「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令改正案要綱」に労働政策審議会が妥当とする答申を行ったと発表した。現行の基準規則では、室内温度を17度以上28度以下にするよう努めなければならないと規定されているが、その努力目標値が4月1日以降、18度以上28度以下に変更される。WHOが冬季の高齢者の血圧上昇への影響等を考慮し、室内温度ガイドラインの基準として「18度以上」を勧告したことを踏まえたもの。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」の基準も改正される。ちなみに欧州では、「暖かい家は人権」という思想のもと、室内温度基準が規定され、イギリスでは、寒さが高血圧疾患や肺感染症、冠動脈血栓症のリスクを増大させるとして、18度以上に保てない賃貸住宅には改修・閉鎖・解体命令が下されることがある。

（記事提供＝株式会社ライフ出版社）

